

契約書

契約サービス

サービス種類	訪問看護(介護保険/医療保険)
--------	-----------------

____様(以下、「利用者」という)と株式会社and t.(以下、「事業者」という)は、事業者が利用者に対して提供する在宅サービス(以下、「サービス」という)について、次のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法および健康保険法等の関係法令および本契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、上記契約サービスを提供するものとします。

第2条(契約期間)

- 本契約の有効期限は、下記の通りとします。
 - 介護保険適用の場合、契約締結日から要介護または要支援(以下、「要介護」という)認定の有効期限満了日までとします。
 - 医療保険適用の場合、契約締結日から1年間とします。
 - 介護保険と医療保険の両方を適応する場合は期間の長い方を有効期間とします。
- 本契約の有効期間満了の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がなく、かつ第9条(契約の終了)に定める事項に該当しない場合は、本契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条(サービス内容)

本契約にかかわるサービス内容は、介護保険法令および健康保険法令等に定めるサービス内容の中から、各種サービス計画等に基づき、選択されたサービス内容を提供するものとします。サービス内容の詳細は、当該サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第4条(本契約以外のサービス提供)

本契約で提供するサービスは、介護保険(介護給付・予防給付)および医療保険の適応されるサービスとなり、本契約以外のサービスを提供する場合は、新たにサービス種類ごとに契約を締結することとします。

第5条(サービス利用料金)

1 サービス利用料金は、本契約にかかわる介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額およびその他の費用となります。サービス利用料金の詳細は、サービス重要事項説明書のとおりとします。

2 本契約の有効期間中、介護保険法および健康保険法等の改正、または、その他理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は、法令等改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知します。

第6条(キャンセル)

利用者は、事前に事業所に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。但し、サービス重要事項説明書に定めるところによりキャンセル料金を申し受ける場合があります。

第7条(利用者の解約権)

- 1 利用者は、事業者に対していつでも1週間以上の予告期間をもって解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合および本契約に違反した場合には、直ちに本契約を解約することができます。

第8条(事業者の解約権)

- 1 事業者は、利用者または家族との協力関係を保つことができなくなった場合、もしくは利用者または家族から法令に違反する要求がなされた場合等で、本契約の継続が困難となった場合には、利用者に対し、原則として1ヶ月前までに、その理由等を記載した書面をもって通知することにより、解約をすることができます。
- 2 事業者は、利用者が正当な理由なく会社に支払うべきサービス利用料金を1ヶ月分以上滞納した場合には、1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催促し、期間満了までに支払わないときは、書面により本契約を解約することができます。
- 3 事業者は、利用者が事業者またはその職員の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、またはその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合には、本契約を解約することができます。
- 4 事業者は、本契約を解約する場合においては、利用者の心身の状況および希望等に応じて他の同種サービス事業所等を紹介するよう努めるものとします。
- 5 事業者が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、利用者は既に提供を受けたサービスにかかる利用料金の支払は必要です。

第9条(契約の終了)

本契約は、次のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- 1 利用者から第2条2項に基づいた本契約を終了する意思表示があり、契約期間が終了した場合
- 2 第7条もしくは、第8条に基づき本契約が解約された場合
- 3 利用者がサービスを受けられない施設等に入所するなどにて、相当期間以上にわたり本契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合
- 4 利用者の介護保険および医療保険の利用の適用が満たさなくなった場合
- 5 利用者が死亡した場合
- 6 事業者が指定サービス事業の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 7 事業者が本契約にかかる事業を譲渡または撤退した場合

第10条(苦情対応)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでもサービス重要事項説明書に記載されている窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の相談責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情の申し立てを理由として、何らの不利益な取扱いはしません。

第11条(損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、および秘密保持の違反により損害を与えた場合には、その損害賠償をします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 利用者は、故意または過失により、当事業所の設備または備品について通常の保守および管理の程度を越える補修等が必要となったときは、その費用を負担するものとします。また、利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、事業者またはその職員または他の利用者の生命、身体、財産または信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

第12条(天災等不可抗力)

1 本契約の有効期間中、地震、噴火その他天災等、事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスを提供することができなくなった場合には、事業者は、利用者に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。

2 前項の場合においても、利用者は既に利用されたサービスについては、所定のサービス料金を事業者を支払うものとします。

第13条(秘密保持)

1 事業者は、業務上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。

2 前項の規定に関わらず、あらかじめ文書により同意を得た場合は、一定の条件の下で情報は提供することができます。

第14条(利用者代理人)

1 利用者代理人は、原則として家族を代表するものとし、利用者の意向を尊重する者となります。

2 利用者代理人は、利用者と連帯して、事業者に対する料金の支払いを含めた一切の責務についての責任を負うものとします。

3 利用者代理人に関して、事業者が認める場合に限り、選任しない場合もあるものとします。

第15条(合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の本社所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

第16条(契約外条項)

本契約および介護保険法および健康保険法等の関係法令で定められていない事項は、その法令の趣旨を尊重し、利用者との協議により定めます。

重要事項説明書

サービス種類	訪問看護 (介護保険・介護予防/医療保険)
--------	-----------------------

第1条 (会社の概要)

会社名	株式会社and t.		
代表者名	代表取締役 富永 僚		
本社所在地	長崎県諫早市天満町16-33		
電話番号	080-1386-7159	F A X 番号	0957-22-2652

第2条 (事業所理念)

- ・Thanks (感謝) : 関わらせていただく全ての方に感謝の心を持つ。
- ・Trust (信頼) : 地域の方から信頼される存在となる。
- ・Thoughtfulness(思いやり) : 思いやりのあるケアで在宅に安心と安全を提供する。

第3条 (事業の目的・方針)

介護保険法および健康保険法における指定訪問看護サービス (以下「サービス」とします。) は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができることを目的とし、目標を設定して、その療養生活の支 援・診療上の補助をし、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維 持または向上を目指すことを計画的に行うこととします。

第4条 (事業所の概要・相談苦情等の連絡先)

相談・苦情(第18条・20条)・キャンセル(第11条)などの連絡先はこちらになります。

事業所 詳細	訪問看護ステーションまちのかかりつけナース 長崎県諫早市天満町16-33 TEL:080-1386-7159 / FAX:0957-22-2652
管理者	富永 僚
相談責任者(第20条3項)	富永 僚
指定年月日	令和 5年 2月 6日
介護保険事業所番号	4260490273
ステーションコード	04, 9028, 1

第5条 (サービス提供地域)

サービス提供地域	諫早市
----------	-----

第6条 (営業日および営業時間、サービス提供時間)

	月曜日～金曜日	土・日曜日	祝休日
営業時間 (窓口対応時間)	8:30-17:30	8:30-17:30	同左
サービス 提供時間	365日・24時間		

第7条 (事業所の職員体制等)

1 職員体制

(2024年5月17日現在)

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	保健師または看護師	1人		1人
サービス 従業者	看護師	4人	1人	5人
	リハビリ 理学療法士	2人	0人	2人

		作業療法士	0人	0人	0人
		言語聴覚士	0人	0人	0人
	看護助手		0人		0人
	事務職員		0人	1人	1人
	合計		7人	2人	9人

2 職務内容

①管理者（看護師・保健師）

事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行います。

②看護師（看護師・准看護師・保健師）

サービスの提供にあたります。また、准看護師を除く保健師・看護師が介護保険法および健康保険法に定められた訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」とする。）および訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」とする。）を作成します。

③理学療法士・作業療法士または言語聴覚士

サービス（在宅におけるリハビリテーション）の提供にあたります。

④看護助手

看護職員、理学療法士、作業療法士、言語療法士のサポートをおこないます。

第8条（サービス内容）

1 会社は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいたサービスまたは老人保健法・健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用して、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。

2 サービスの提供方法は次のとおりとします。

①訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、会社は訪問看護計画書等を作成し、訪問看護を実施します。

②利用希望者または家族、利用希望者を担当する居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から会社に直接申し込みがあった場合は、会社から主治医に指示書の交付を依頼します

③利用者に主治医がいない場合は、会社から地区医師会または地域高齢者担当に主治医の選定を依頼します。

3 対象者によって受けられる保険は次のとおりとなり、要件に従い各保険を適用します

(1) 介護保険

①病状が安定期にあり、サービスが必要であると主治医が認めた要介護者または要支援者

(2) 医療保険

①40歳未満の者

②40歳以上65歳未満の要介護認定を受けることができる16特定疾患以外の者

③40歳以上の16特定疾患または65歳以上であって要介護者・要支援者でない者

④要介護者等であっても末期の悪性腫瘍患者、神経難病等(厚生労働大臣が定める疾病等)の者

- ⑤要介護者等であっても特別訪問看護指示書が交付された場合
- 4 サービスの内容は次のとおりとします。
- ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事および排泄など日常生活の世話④ターミナルケア ⑤褥瘡(じょくそう)の予防・処置 ⑥カテーテル等の管理⑦リハビリテーション⑧認知症患者の看護 ⑨療養生活や介護方法の指導
 - ⑩その他医師の指示による医療処置

5 後述「サービス利用料金の説明」に記載の介護保険適用・医療保険適用・保険適用外（保険適用サービスに併用して利用者の希望により提供した場合）のサービスを対象としているため、利用者がそれら以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

第9条(連携について)

会社は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者等および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第10条(サービス利用料金について)

- 1 サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。
- 2 介護報酬は、利用者がサービスを利用して受けられる保険給付（介護給付と予防給付とがあります。）と介護報酬から保険給付額を引いた利用者負担金となります。
- 3 診療報酬は、利用者がサービスを利用して受けられる医療保険給付と診療報酬から医療保険給付額を引いた利用者負担金となります。
- 4 サービス利用料金の詳細については、後述「サービス利用料金の説明」のとおりとします。

第11条(キャンセル)

- 1 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに第4条で定める連絡先までご連絡ください。
- 2 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の営業時間（窓口対応時間）内までにご連絡ください。それ以降のキャンセルはキャンセル料を申し受けることとなります。（ただし、介護保険については、利用者の容態の急変など緊急時の場合、またはやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。医療保険のキャンセル料はありません。）
- 3 キャンセル料については、後述「サービス利用料金の説明」のとおりとします。
- 4 キャンセル料は、当月分の利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます

第12条(お支払い方法)

- 1 会社は、1ヶ月ごとに利用者負担金およびその他の費用を請求し、お客様は原則として会社の指定する期日に現金払いの方法により支払うものとします。
- 2 利用者が希望する場合は、郵便局への振込み・現金回収にてお支払いいただくことも可能です。

第13条(訪問看護計画書等および訪問看護報告書等)

- 1 会社は、お客様のご希望、主治医の指示および心身の状況等を踏まえて、療養上の目標および当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書等を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書等を作成するものとします。

2 会社は、訪問看護計画書等の作成にあたって、その内容についてお客様またはそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書等は、これをお客様に交付するものとします。

3 会社は、サービスの提供を訪問看護計画書等に沿って計画的に行うものとします。

4 会社は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書等を作成するものとします。

5 会社は、主治医に訪問看護計画書等および訪問看護報告書等を提出し、サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。

6 会社は、お客様の要望等により訪問看護計画書等の変更または中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師または居宅介護支援事業者等の助言および指導等に基づいて、訪問看護計画書等を変更または中止をするものとします。

第14条（サービス提供の記録）

1 会社はサービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書の書面に、提供したサービスの内容および各種体制加算状況等必要事項を記入し、利用者との確認を受けることとします。

2 会社は、サービス提供記録書および訪問看護計画書等、訪問看護報告書等、主治医指示書等の記録については、サービス完結の日から5年間はこれを適切に保存し、利用者の求めにより開示し、実費相当の負担によりその写しを交付します。

第15条（連絡先の確認）

1 会社は、サービスを提供するにあたり、利用者の連絡先および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただきます。

2 会社は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

第16条（受給資格等の確認）

サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証の確認をさせていただきます。

第17条（虐待防止のための措置）

1 会社は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。会社は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。

2 会社が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めます。

1. 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

第18条（緊急時・事故発生時の対応）

1 緊急時等の対応方針として、緊急時等は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。緊急時の連絡先は、第4条に定める事業所の電話番号となります。

2 サービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族や、当該利用者に係わる主治医および居宅介護支援事業者等の医療・福祉・介護・行政機関に必要な応じた

報告と連絡を行うとともに、事故の状況および事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し再発防止策を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

3 サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行います。

第19条（秘密保持）

1 業務上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文章等により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

第20条（相談窓口および苦情対応窓口）

1 サービスに関する相談、苦情および要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については、真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録および保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

2 苦情対応の基本手順

①苦情の受付、②相談責任者への報告、③状況の確認、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤再発防止および改善の措置、⑥苦情申立者への改善状況の確認

3 相談・苦情窓口

①事業所の苦情等の窓口および相談責任者は、第4条で定める連絡先となります。また、受付時間は、第6条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。

②法人お客様相談窓口および公的機関による苦情相談受付窓口につきましては、下記のとおりとなります。

●法人お客様相談窓口

法人お客様相談窓口 電話番号 FAX番号 受付時間	株式会社and t. お客様相談窓口 080-1386-7159 午前8：30時より午後17：30時まで ※緊急の場合はいつでも連絡可能です。
------------------------------------	---

●公的機関による苦情相談窓口

市区町村窓口	諫早市福祉・介護保険課・障害福祉課・こども福祉課
電話番号	0957-22-1500

サービス利用料金の説明

級地；その他（10.00円/単位）

【1】サービス利用料金に関する事項

- (1) サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。
- (2) 介護保険サービスに対する利用者負担金は居宅介護支援事業者等が作成する利用者の「サービス利用票」および「サービス利用票別表」によるものとします。
- (3) 介護保険および医療保険において、公費等で利用者負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率、負担率等を確認し、所定の利用者負担金を、算出後、利用者に提示します。

(4) 本契約の有効期間中、介護保険法および健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、会社は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知するものとします。

(5) 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります（その際には、居宅サービス計画等を作成する際に説明の上、利用者の同意を得ることになります）。

(6) 介護保険サービスに対する利用者負担金は、居宅サービス計画書等を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦利用者が介護報酬を支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求することになります。

(7) 利用者が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦利用者が介護報酬を支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求することとなります。詳細については居宅介護支援事業者等または担当者からご説明します。

(8) 看護師等が利用者宅を訪問する際にかかる交通費については、原則無料となります。実施地域外から片道15キロメートル以上 300円（税別）の交通費を頂きます。

(9) 保険適用外のサービスは、保険適用サービスに併用して利用者の希望により提供したサービスを指します。その内容は、下記「【4】サービス 利用料金について（保険適用外）について」に規定するとおりです。

以降ページ

【2】サービス利用料金について（介護保険適用）

(1) 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計に地域単価を乗じた金額となります。

(2) 利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額となります。

(3) キャンセル料金

正当な理由があればキャンセル料は発生いたしません。但し、理由のないキャンセル・複数回にわたるキャンセルには、場合によってキャンセル料金は、下記をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

1. ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
-------------------------------	----

2. ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 当該基本料金の100%

(4) 利用時間は、原則20分以上1時間30分未満とします。
ただし、(8)⑤長時間訪問看護加算に該当する場合を除きます。

(5) 通常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合、次の通り割増されます。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)	+25%
深夜(午後10時～午前6時)	+50%

(6) 介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、以下のとおりとなります。

該当	地域区分	地域単価	該当	地域区分	地域単価
○	その他	10.00円		4級地	10.84円
	7級地	10.21円		3級地	11.05円
	6級地	10.42円		2級地	11.12円
	5級地	10.70円		1級地	11.40円

(7) 介護報酬および利用者負担金の単価は下記のとおりとなります。

表1 介護保険適用(基本部分)

A. 保健師・看護師がサービスを行った場合

A1 介護予防訪問看護(要支援1～2)

所要時間	単位数	介護報酬	自己負担額の目安		
			1割	2割	3割
20分未満(注1)	301単位	3,220円	322円	644円	966円
30分未満	449単位	4,804円	480円	960円	1,441円
30分以上1時間未満	790単位	8,453円	845円	1,690円	2,535円
1時間以上1時間30分未満	1,084単位	11,598円	1,159円	2,319円	3,479円

A2 訪問看護(要介護1～5)

所要時間	単位数	介護報酬	自己負担額の目安		
			1割	2割	3割
20分未満(注1)	312単位	3,338円	333円	667円	1,001円
30分未満	469単位	5,018円	501円	1,003円	1,505円
30分以上1時間未満	819単位	8,763円	876円	1,752円	2,628円
1時間以上1時間30分未満	1,122単位	12,005円	1,200円	2,401円	3,601円

注1) 20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合に適用となります。

注2) 担当の看護職員が准看護師の場合はそのサービス料金は上記Aの金額の90%となります。

B. 理学療法士・作業療法士、言語聴覚士がサービスを行った場合

B 1 介護予防訪問リハビリ（要支援1～2）

所要時間	単位数	介護報酬	自己負担額の目安		
			1割	2割	3割
20分	287単位	3,070円	307円	614円	921円
40分	574単位	6,141円	614円	1,228円	1,842円
60分	774単位	8,281円	828円	1,656円	2,484円

B2 訪問リハビリ(要介護1～5)

所要時間	単位数	介護報酬	自己負担額の目安		
			1割	2割	3割
20分	297単位	3,177円	317円	635円	953円
40分	594単位	6,355円	635円	1,271円	1,906円
60分	801単位	8,570円	857円	1,714円	2,571円

注3) 理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。

注4) 表A, Bの金額は、1回あたりの料金の目安です。実際の利用者負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

C. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行った場合

単位数：2,945単位/月

- ・要介護5の利用者の場合：800単位/月の加算
- ・准看護師による訪問が1回でもある場合：98/100
- ・急性増悪などによる特別訪問看護指示があった場合：当該指示の日数に応じて1日に

97単位減算定

(8)加算については、下記のとおりとなります。当事業所で算定している加算については、表2の該当欄に○のついている項目になります。

表2 加算

該当	加算項目	単位数	介護報酬	自己負担額の目安		
				1割	2割	3割
○	1. 複数名訪問加算（Ⅰ）（30分未満）	254単位	2,717円	271円	543円	815円
○	2. 複数名訪問加算（Ⅰ）（30分以上）	402単位	4,301円	430円	860円	1,290円
○	3. 複数名訪問加算（Ⅱ）（30分未満）	201単位	2,150円	215円	430円	645円
○	4. 複数名訪問加算（Ⅱ）（30分以上）	317単位	3,391円	339円	678円	1,017円
○	5. 長時間訪問看護加算	300単位	3,210円	321円	642円	963円
○	6. 緊急時訪問看護加算	574単位	6,141円	614円	1,228円	1,842円
○	7. 特別管理加算（Ⅰ）	500単位	5,350円	535円	1,070円	1,605円
○	8. 特別管理加算（Ⅱ）	250単位	2,675円	267円	535円	802円

○	9.	ターミナルケア加算 (介護給付のみ対象)	2,000単位	21,400円	2,140円	4,280円	6,420円
○	10	初回加算	300単位	3,210円	321円	642円	963円
○	11	退院時共同指導加算	600単位	6,420円	642円	1,284円	1,926円
	12	看護・介護職員連携強化加算	250単位	2,675円	267円	535円	802円
	13	サービス提供体制強化加算	6単位	64円	6円	12円	19円

- ①複数名訪問加算（30分未満）は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスが必要なとき、その所要時間が30分未満の場合に加算します。
- ②複数名訪問加算（30分以上）は、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスが必要なとき、その所要時間が30分以上の場合に加算します。
- ③複数名訪問加算（30分未満）は、同時に複数の看護補助者が1人の利用者に対してサービスが必要なとき、その所要時間が30分未満の場合に加算します。
- ④複数名訪問加算（30分以上）は、同時に複数の看護補助者が1人の利用者に対してサービスが必要なとき、その所要時間が30分以上の場合に加算します。
- ⑤長時間訪問看護加算は、下記⑤特別管理加算の加算を算定している利用者に対し、上記（4）の規定にかかわらず、1時間30分以上のサービスが必要な場合に加算します。
- ⑥緊急時訪問看護加算は、24時間の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている場合において、利用者の同意を得た上で加算します。
- ⑦特別管理加算（Ⅰ）は、下記＜厚生労働大臣が定める状態＞の（イ）に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に加算します。
- ⑧特別管理加算（Ⅱ）は、下記＜厚生労働大臣が定める状態＞の（ロ）から（ホ）に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に加算します。
- イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
- ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- ハ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態。
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態。
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
- ⑨ターミナルケア加算（介護給付のみ）は、24時間連絡体制を取り、かつ、必要に応じて、サービスを提供できる体制を整備している場合において、当事業所が利用者に対して、利用者のお亡くなりになられる日及び前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に加算します。
- ⑩初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回サービスを行った日の属する月にサービスを行った場合に加算します。
- ⑪退院時共同指導加算は、病院等に入院中または入所中の利用者が退院、退所する利用者に対して、看護師等（准看護師除く）が病院等の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その後サービスを行った場合に加算します。

- ⑫看護・介護職員連携強化加算は、事業所が、喀痰吸引等サービスを行うための登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の利用者に対し喀痰吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に加算します。
- ⑬サービス提供体制強化加算は、当事業所の看護師等の総数のうち、勤続3年以上の職員の占める割合が30%以上の場合に加算します。
- (8)当事業所が、厚生労働大臣が定める地域に所在する場合、特別地域訪問看護加算として、15%の割合を介護報酬に割増料金として加算するものとします。
- (9)当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に所在し、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、中山間地域等における小規模事業所加算として、10%の割合を介護報酬に加算します。
- (10)当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住している利用者に、通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、5%の割合を介護報酬に加算します。
- (11)当事業所の所在する建物と同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等)に居住する利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定します。(但し、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する実利用者が前年度の一月当たり30人以上いる場合に限る)

【3】サービス利用料金について(医療保険適用)

[1]医療保険の指定訪問看護の費用の額は、訪問看護基本療養費および訪問看護管理療養費の額に、訪問看護情報提供療養費および訪問看護ターミナルケア療養費の額を加えた額となります。また、特別訪問看護指示書の指示が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。

なお、利用者負担金(表3参照)は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金から利用者ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。

表3 医療保険適用(利用者負担金 ★は、利用者の同意により加算の対象となります。

項目		利用料	自己負担額の目安			
			1割	2割	3割	
【訪問看護基本療養費】 保健師、助産師又は看護師 * ()内は准看護師が訪問した場合						
訪問看護基本療養費 I	週3日まで	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)	
	週4日以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)	
訪問看護基本療養費 II	同一日に2人	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665

			(5,050)	(505)	(1,010)	(1,515)
		週4日以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
	同一日に 3人以上	週3日まで	2,780 (2,530)	278 (253)	556 (506)	834 (759)
		週4日以降	3,280 (3,030)	328 (303)	656 (606)	984 (909)
【訪問看護基本療養費】 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士						
訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日以降	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護基本療養費Ⅱ	同一日に 2人	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日以降	5,550	555	1,110	1,665
	同一日に 3人以上	週3日まで	2,780	278	556	834
		週4日以降	2,780	278	556	834
緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合			12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500	850	1,700	2,550
【訪問看護管理療養費】						
月の初日			7,440	744	1,488	2,232
2日目以降			3,000	300	600	900
【加算・その他の療養費】						
難病等複数回訪問加算 (同一建物内1人)	1日に2回	4,500	450	900	1,350	
	1日に3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
難病等複数回訪問加算 (同一建物内2人)	1日に2回	4,500	450	900	1,350	
	1日に3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
難病等複数回訪問加算 (同一建物内3人以上)	1日に2回	4,000	400	800	1,200	
	1日に3回以上	7,200	720	1,440	2,160	
特別地域訪問看護加算			2,150	215	430	645
緊急訪問看護加算			2,650	265	530	795
長時間訪問看護加算(週1日)			5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算(1日)			1,500	150	200	450
複数名訪問看護加算 ★ (同一建物内1人)	他の看護師	4,500	450	900	1,350	
	他の准看護師	3,800	380	760	1,140	
	他の看護助手	3,000	300	600	900	
複数名訪問看護加算 ★ (同一建物内2人)	他の看護師	4,500	450	900	1,350	
	他の准看護師	3,800	380	760	1,140	
	他の看護助手	3,000	300	600	900	
複数名訪問看護加算 ★ (同一建物内3人以上)	他の看護師	4,000	400	800	1,200	
	他の准看護師	3,400	340	680	1,020	
	他の看護助手	2,700	270	540	810	
複数名訪問看護加算 ★ (同一建物内1人・看護補助者・ 別に厚生労働大臣が定める場合)	1日に1回	3,000	300	600	900	
	1日に2回	6,000	600	1,200	1,800	
	1日に3回以上	10,000	1,000	2,000	3,000	
複数名訪問看護加算 ★ (同一建物内2人・看護補助者・ 別に厚生労働大臣が定める場合)	1日に1回	3,000	300	600	900	
	1日に2回	6,000	600	1,200	1,800	
	1日に3回以上	10,000	1,000	2,000	3,000	
複数名訪問看護加算 ★ (同一建物内3人以上・看護補助者・ 別に厚生労働大臣が定める場合)	1日に1回	2,700	270	540	810	
	1日に2回	5,400	540	1,080	1,620	
	1日に3回以上	9,000	900	1,800	2,700	

夜間・早朝訪問看護加算	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	4,200	420	840	1,260
24時間対応体制加算 ★	6,400	640	1,280	1,920
特別管理加算	2,500	250	500	750
特別管理加算(重症)	5,000	500	1,000	1,500
退院時共同指導加算(退院退所前)	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算(退院日)	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費★	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000	1,000	2,000	3,000

(2) 訪問看護基本療養費

- ① 訪問看護基本療養費Ⅱは、同一日に同一建物(高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、マンションなどの同一の建物)に居住する複数の利用者に訪問看護を行なった場合、週3日を限度として算定します。
- ② 訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づき訪問看護を行なった場合、入院中1回(下記(3)《厚生労働大臣が定める疾病等》、後述 ③ 訪問看護管理療養費(3)(4)の特別管理加算の要件、のいずれかに該当する利用者の場合は2回)を限度として算定します。
- (3) 訪問看護基本療養費ⅠおよびⅡは、下記《厚生労働大臣の定める疾病等》、後述[3]訪問看護管理療養費(3)(4)の特別管理加算の要件、のいずれかに該当する利用者について、週4日以上算定ができます。
- 《厚生労働大臣の定める疾病等》
- ①末期の悪性腫瘍、②多発性硬化症、③重症筋無力症、④スモン、⑤筋萎縮性側索硬化症、⑥脊髄小脳変性症、⑦ハンチントン病、⑧進行性筋ジストロフィー症、⑨パーキンソン病関連疾患、⑩多系統萎縮症、⑪プリオン病、⑫亜急性硬化性全脳炎、⑬ライソゾーム病、⑭副腎白質ジストロフィー、⑮脊髄性筋萎縮症、⑯球脊髄性筋萎縮症、⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎、⑱後天性免疫不全症候群、⑲頸髄損傷、⑳人工呼吸器を使用している状態
- (4) 特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。1月につき1回の指示で、14日間まで訪問します。
- (5) 難病等複数回訪問加算は、難病等の場合や特別訪問看護指示書を受けて1日に複数回サービスを提供した場合に算定されます。
- (6) 特別地域訪問看護加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める地域に所在し、当事業所の所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が1時間以上かかる場合は、基本療養費の50%に相当する額を加算します。
- (7) 緊急訪問看護加算は、利用者またはご家族の求めに応じて、主治医の指示により、当事業所が、緊急にサービスを提供した場合に、1日につき所定額が算定されます。
- (8) 長時間訪問看護加算は、後述[3]訪問看護管理療養費(3)(4)の特別管理加算の要件に該当する状態、15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている状態、のいずれかに該当する利用者への訪問看護が90分を越えた場合に、週1日(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)算定されます。
- (9) 乳幼児加算・幼児加算は、3歳未満の乳幼児または3歳以上6歳未満の幼児に対し、当事業所がサービスを行なった場合に、1日につき所定額が加算されます。
- (10) 複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等(1人以上は看護職員)によるサービスが必要な以下の状況にある利用者に対して、利用者またはそのご家族等の同意をいただいた上で、週1回加算されます。

- ①末期の悪性腫瘍等の利用者、②特別訪問看護指示期間中の利用者③特別な管理を必要とする利用者、④利用者の行為によって1人が困難な場合
- (11) 夜間(午後6時から午後10時までの時間)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間)に指定訪問看護を行った場合に所定額が加算されます。
- (12) 深夜(午後10時から午前6時までの時間)に指定訪問看護を行った場合に所定額が加算されます。
- (13) 1回の利用時間は、30分以上1時間30分以下を標準とし、1時間30分を越えないものとします。ただし、「(8)長時間訪問看護加算」に該当する場合を除きます。

(4) 訪問看護管理療養費

- (1) 訪問看護管理療養費は、サービスを提供するにあたり、安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画および訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行なった場合に、訪問の都度に算定します。
- (2) 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算について、24時間対応体制加算は、利用者またはそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応できる体制を取っていて、かつ緊急時に訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に、利用者の同意を頂いた上で月1回料金が算定されます。
- 24時間連絡体制加算は、上記体制のうち、緊急時に訪問看護を行う体制がない場合です。
- (3) 特別管理加算は、以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、月1回算定されます。
- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ②人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者
- ③在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者
- ④真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- (4) 特別管理加算(重症度等の高いもの)は、以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、月1回算定されます。
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者
- (5) 退院時共同指導加算は、保険医療機関の退院または介護老人保健施設の退所に当たって、入院中または入所中に、主治医等と当事業所の看護職員(准看護師を除く)が共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定されます。
- (6) 退院支援指導加算は、保険医療機関からの退院日に、当事業所の看護職員(准看護師を除く)が在宅で療養上の必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護療養費に加算されます。
- (7) 在宅患者連携指導加算は、医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い、共有した情報を踏まえて利用者または家族に指導を行った場合に月1回算定されます。
- (8) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅での療養を行っている利用者の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する医療従事者と共同で利用者宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に月2回まで算定されます。
- #### (5) 訪問看護情報提供療養費
- (1) 訪問看護情報提供療養費は、利用者に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、利用者の居住地を管轄する市町村に対して、利用者へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、利用者の同意をいただいた上で、月1回算定されます。
- 1) 訪問看護情報提供療養費1:市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に関わる保健福祉サービスに必要な情報提供
- 2) 訪問看護情報提供療養費2:厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に
保育所、義務教育諸学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)からの求めに応じ情報提供
- 3) 保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供
- (6) 訪問看護ターミナルケア療養費

(1) 訪問看護ターミナルケア療養費は、利用者が在宅でお亡くなりになられた日及び前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者または家族に対して説明し、ターミナルケアを行った場合に算定されます。

1) 訪問看護ターミナルケア療養費1:在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上

訪問看護を実施。

2) 訪問看護ターミナルケア療養費2:特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者の場合にターミナルケアを実施。

【4】サービス利用料金について（保険適用外）

表 保険適用外のサービス

保険適用外の利用料	ご利用料金（消費税別）		適用となる場合
1. 保険適用外の看護	30分ごとに （日中帯） 8:00 ～18:00	4,500円	① 介護保険利用者：90分を越えた場合（長時間訪問看護加算の算定時を除く） ② 医療保険利用者：90分を越えた場合（長時間訪問看護加算の算定時を除く） ③保険利用ができないが、サポートが必要な場合。※保険内サービスを利用中の方は利用回数に応じて利用料金を減額いたします。
	（夜間帯） 18:00～22:00	5,600円	
	（深夜帯） 22:00～翌6:00	6,750円	
	（早朝帯） 6:00～8:00	5,600円	
2. 死後の処置	1回	20,000円	訪問看護サービス利用者に限る。

個人情報使用同意書

1. 個人情報の利用目的

会社は利用者等、介護支援専門員から収集した利用者の個人情報を次の目的で使用いたします。

- (1) 訪問看護サービスの提供のため
- (2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
- (3) 会社の保険請求・経理事務、業務・経営分析のため
- (4) サービスの質の向上のための資料作成、社内研修のため
- (5) 会社が提供するその他の関連サービスを案内するため

2. 個人情報を使用する期間

居宅サービス契約書第2条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

3. 個人情報の提供

会社は、利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療機関等との連携において必要な場合、介護支援専門員、当該サービス事業者、医療機関等へ個人情報を提供いたします。また、会社は外部実習生の受け入れのため、収集した個人情報を外部実習生に開示することがあります。

その他「個人情報の保護に関する法律」第二十三条に定められている以下の場合を除いて、会社は利用者等の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

上記個人情報の提供にあたって、提供する情報は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。

4. 個人情報の外部委託

会社は個人情報の処理を以下の場合等において外部に委託することがあります。なお、委託を行う場合には、十分な個人情報保護水準を確保していることを条件として委託先を選定し、契約を締結します。

(1) 利用者の利用料の口座振替を行うため、代金回収業者へ口座振替業務を委託する場合。

5. その他

利用者等からサービス提供に必要な個人情報をいただけない場合、サービスの一部又は全部が提供できないことがあります。

利用者は、1. の(5)について同意を拒否することができます。

会社は、個人情報を個人の特定できない統計情報に加工し、行政機関、調査機関、提携会社等にその統計情報を提供することがあります。

※個人情報保護管理並びに個人情報の開示、訂正及び削除について

お客様の個人情報の管理体制並びに個人情報の開示、訂正及び削除についてのお問合せは、次の窓口までご連絡下さい。

お客様相談窓口
所在地: 長崎県諫早市天満町16-33
電話番号: 080-1386-7159 FAX番号: 0957-22-2652

上記内容に同意します。

住所: _____

氏名: _____ 印

【加算に関する同意の有無】

お客様は、下記の加算等の算定に同意する場合には、「同意します」にご捺印をお願い致します。

1. 介護保険適用の場合

緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算 【同意します】 印

2. 医療保険適用の場合

(1) 24時間対応体制加算 【同意します】 印

(2) 訪問看護情報提供療養費 【同意します】 印

(3) 複数名訪問看護加算 【同意します】 印

3. 理学療法士等のリハビリテーションについて

理学療法士等による訪問サービスは、看護職員の代わりにさせる

訪問となります。また、利用開始時や状態変化時に合わせて看護師

の定期的な訪問が必要になります。 【同意します】 印

4. ターミナルケアについて

主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る

計画および支援体制について利用者様及びご家族様に対して説明

を行い、ターミナルケアを行います。

【同意します】 印

5. 学生実習について

看護学生の在宅看護実習により、看護師指導のもとに、看護援助の見学や一部介助を行います。同意した後もお断りすることができます。

【同意します】 印

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、契約書を2通作成し、上記により契約内容・重要事項・個人情報使用を説明した上で、1通を利用者に交付いたしました。

事業者 所在地 長崎県諫早市天満町16-33

事業者名 株式会社and t. 代表取締役 富永 僚 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり契約内容・重要事項・個人情報使用の説明を受け、サービス提供の開始に同意した上で、契約書の交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族の代表等（家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含まれます。）

住 所 _____

氏 名 _____ （ 続柄 _____ ） 印